

第Ⅲ章 発掘調査の方法と経過

第1節 名称と概念の整理

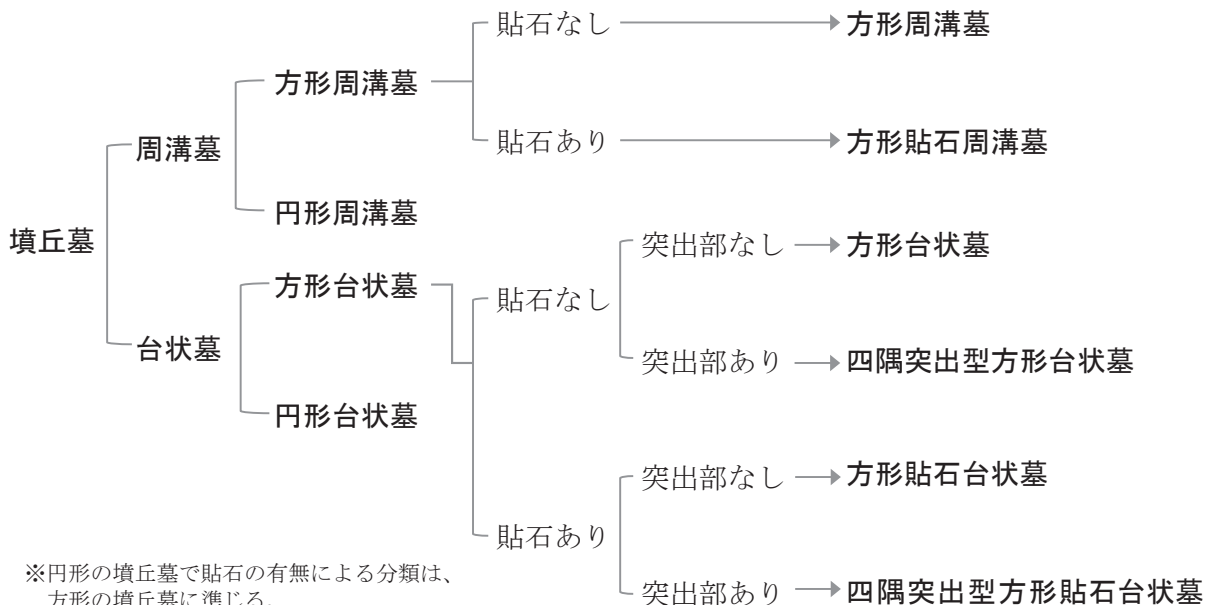
妻木晩田遺跡の墳丘墓群を総括するにあたり、名称と概念を整理する。妻木晩田遺跡において初めて存在が確認された墳丘墓は、1993年9月の大山町教育委員会による仙谷遺跡（現在の仙谷地区）の試掘調査で見つかった四隅突出型墳丘墓（現在の仙谷1号墓）である。その後、本格的な発掘調査が始まり、松尾頭墳丘墓群、洞ノ原墳丘墓群が確認されたが、調査主体が複数存在したことも要因となり、墳丘墓の名称や種別、計測方法など統一がなされないまま、評価・報告され今日に至っている。

妻木晩田遺跡の既報告書で、墳丘墓の名称は「四隅突出型墳丘墓」や「方形貼石墓」、「方形墳丘墓」といった呼称が用いられてきた。今回、総括報告書をまとめるにあたり、墳丘墓の名称と概念を整理し、新たに墳丘墓の計測方法にも基準を設ける。

【墳丘墓の種別と定義】

「墳丘墓」とは、盛土や地山の削り出しによって造られた墳丘を持つ墓である。ここでいう「墳丘墓」は、時期による区別をしていない。「墳丘墓」＝「弥生時代の墳丘を持つ墓」とする研究者や、「古墳」も「墳丘墓」の一種であることから、弥生時代のものを特に「弥生墳丘墓」とする研究者がいる。妻木晩田遺跡の墳丘墓のうち、築造時期が古墳時代前期前葉の仙谷8号墓・9号墓については、時期で区分するならば古墳として「仙谷1号墳・2号墳」とすべきであるが、台状墓の築造方法と同じで弥生時代の墳丘墓の系譜上に位置づけられると評価しており（平成25年度第23回発掘調査委員会で審議、決定）、「墳丘墓」として扱う。

墳丘墓の種別は、和田晴吾氏（和田2003）の概念を基に再分類・整理した。墳丘墓は平面の形状から「方形」原理と「円形」原理に区分される。方形原理の中には四隅が突出した「四隅突出型」が含まれる。墳丘の築造法は、周溝によるものを「周溝墓」に、ないものを「台状墓」とする。周溝墓



第5図 墳丘墓の分類系統図

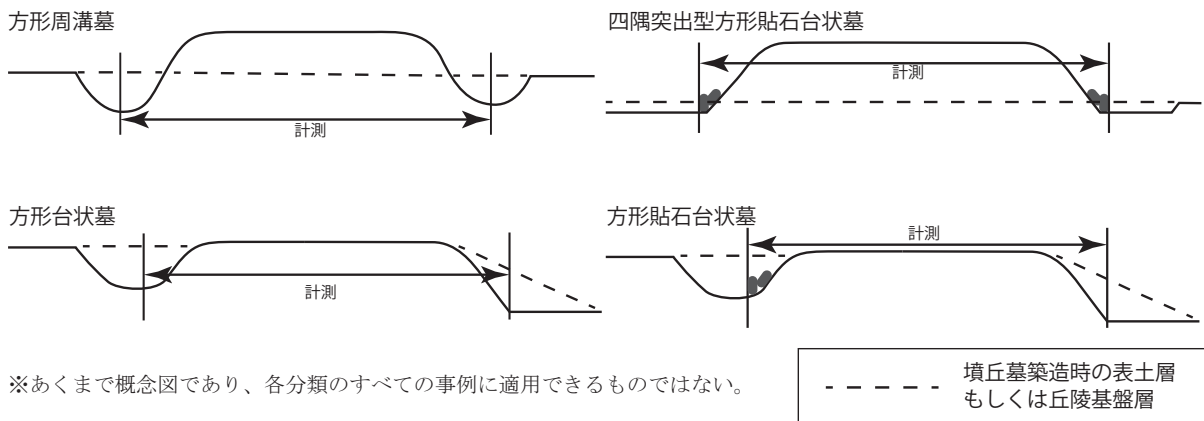
は4辺ないしは3辺に溝を穿つことで区画する。「台状墓」の墳丘は地山の削り出しが卓越し、尾根を切断して区画を明示するものがある。「台状墓」の中には、浅い溝を伴うものが含まれるが、明確な周溝を持たないものは「台状墓」として扱う。さらに付属施設（貼石や突出部）の有無により変容型を細分する。以上から、墳丘墓の種別と呼称については第5図のとおりとして本書では取り扱う。

なお、「四隅突出型方形（貼石）台状墓」については、「四隅突出型墳丘墓」という呼称が一般的であるため、各墳丘墓の分類を述べる場合には前者を、総括して記述する場合には後者を用いることとする。これらの定義に基づき、妻木晩田遺跡の各墳丘墓の分類を当てはめたものを第3表に示した。

続いて、墳丘墓を比較する際に重視されるのが、墳丘の規模である。規模の計測方法についても、これまでの妻木晩田遺跡の研究においては統一的な基準が設けられていなかったため、第6図のとおり先に分類した種別ごとに基準を設けて計測・比較することとする。なお、計測基準の詳細については、墳丘規模計測表中に記載している（第Ⅵ章第17表）。

第3表 妻木晩田遺跡における墳丘墓の分類

墳丘墓	周溝墓	方形周溝墓	貼石なし	方形周溝墓	…仙谷5号墓、松尾頭1～5号墓	(計6基)	
			貼石あり	方形貼石周溝墓	…なし		
		円形周溝墓	貼石なし	円形周溝墓	…なし		
			貼石あり	円形貼石周溝墓	…なし		
	台状墓	方形台状墓	貼石なし	突出部なし	方形台状墓	…仙谷8号墓	(計4基)
				突出部あり	四隅突出型方形台状墓	…なし	
			貼石あり	突出部なし	方形貼石台状墓	…洞ノ原2号墓ほか5基、仙谷3号墓	(計7基)
				突出部あり	四隅突出型方形貼石台状墓	…洞ノ原1号墓ほか10基、仙谷1・2号墓	(計13基)
		円形台状墓	貼石なし	円形台状墓	…仙谷9号墓	(計1基)	
			貼石あり	円形貼石台状墓	…なし		



第6図 妻木晩田遺跡における墳丘墓墳丘規模計測概念図

第2節 松尾頭墳丘墓群の調査概要

松尾頭墳丘墓群のある松尾頭地区は、通称「晩田山丘陵」の南側に位置する（第7図）。北側は弥生時代後期後葉の集落が復元整備された妻木山地区、南側は妻木晩田遺跡で最も高所に立地する松尾城地区があり、両地区に挟まれて日本海への眺望は他の地区と比較してよくないが、東側の大山町の平野が望める。松尾頭地区は狭小な谷を挟んで大小2つの丘陵に分かれており、北側の小丘陵は松尾頭地区「北側丘陵」、南側の大丘陵は同「南側丘陵」と呼ぶ。このうち、北側丘陵には第1次調査において1区が、南側丘陵には2区・3区が設定され、さらに第16次・19次調査で4～6区、第20次・21次・23次調査で7～9区が新たに設定、調査された。なお、南側丘陵は現在中央に広域農道が通っているが、分断された東西の丘陵は本来は一連のものであり、西側の小真石清水遺跡（小真石清水地区）も松尾頭地区の一部として評価している。松尾頭地区では、妻木晩田遺跡の中で唯一、居住が開始された時期にあたる弥生時代中期後葉の竪穴住居群が存在し、集落終焉期の古墳時代前期前葉まで断絶することなく集落が営まれる。妻木晩田遺跡最盛期の後期後葉には祭殿跡とみられる大型の総柱建物跡が検出されており、妻木山地区と並んで集落の中心的な区域であったことが判明している。

松尾頭地区の中で松尾頭墳丘墓群が立地する丘陵は北側丘陵である。第28次内容確認調査において1区に加えて新たに10区が設定され、遺構の存在が確認された。現在、広域農道によって東側の1区と西側の10区は分断されているが、本来は一つの丘陵である。

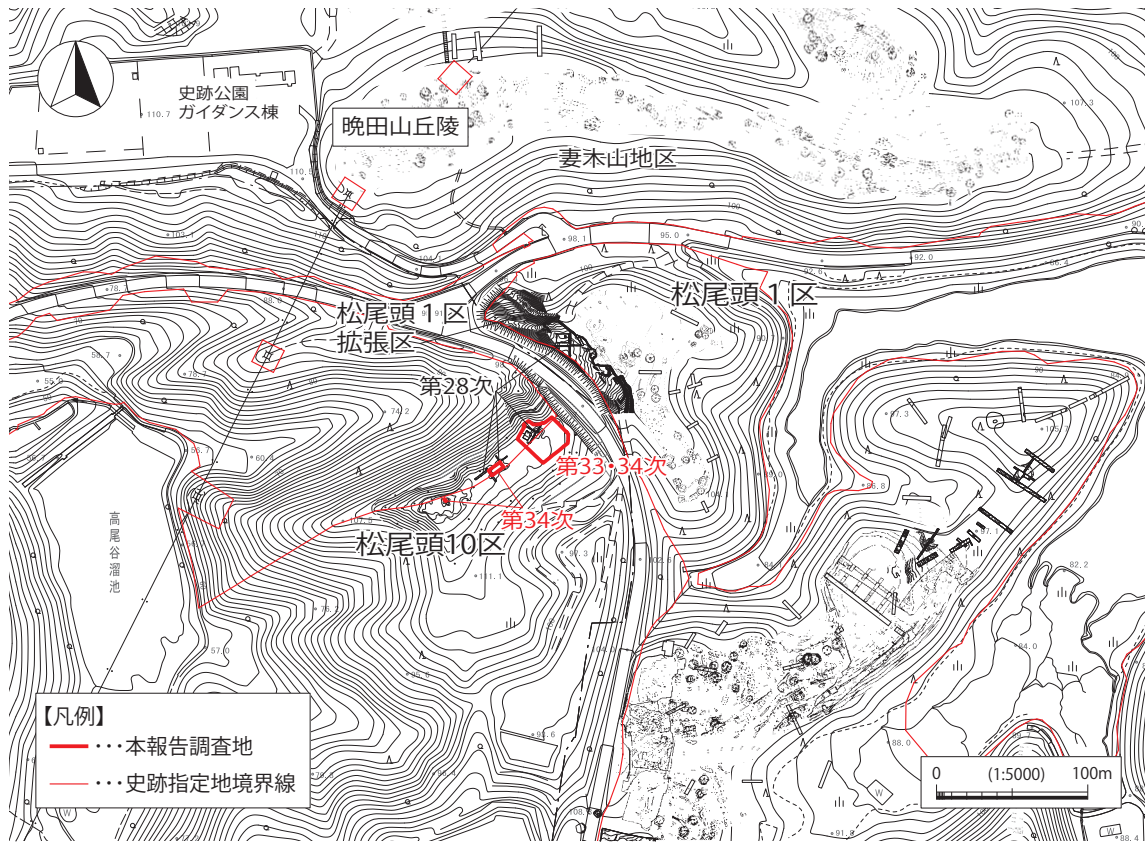
第1次調査で調査された1区では、弥生時代終末期後半に築造された2基の墳丘墓が確認された。1区西側の高所に立地し、2基のうち西側が松尾頭1号墓、東側が松尾頭2号墓である。いずれも方形周溝墓であり、溝の角が陸橋状に途切れた構造をしている。溝は西側、北側、南側の三方で確認されているが、本来は斜面下方にあたる東側にも周溝が存在した可能性がある。埋葬施設は、1号墓で2基（墳丘中央1基、周溝内1基）、2号墓で3基（墳丘中央1基、墳丘内2基）が検出された。各墳丘墓の築造契機となった第1埋葬施設（中心埋葬）は、築造時の旧表土層から掘り込まれており、埋葬施設構築後に墳丘全体を盛土で覆っていた。

松尾頭10区が位置する南西尾根部には、今回の重点調査で新たに発見された3号墓・4号墓・5号墓が立地する。いずれも弥生時代終末期前半の方形周溝墓であり、妻木晩田遺跡における墳丘墓群の変遷の中で詳細が分かっていた時期の墳丘墓築造方法等を明らかにすることができた。

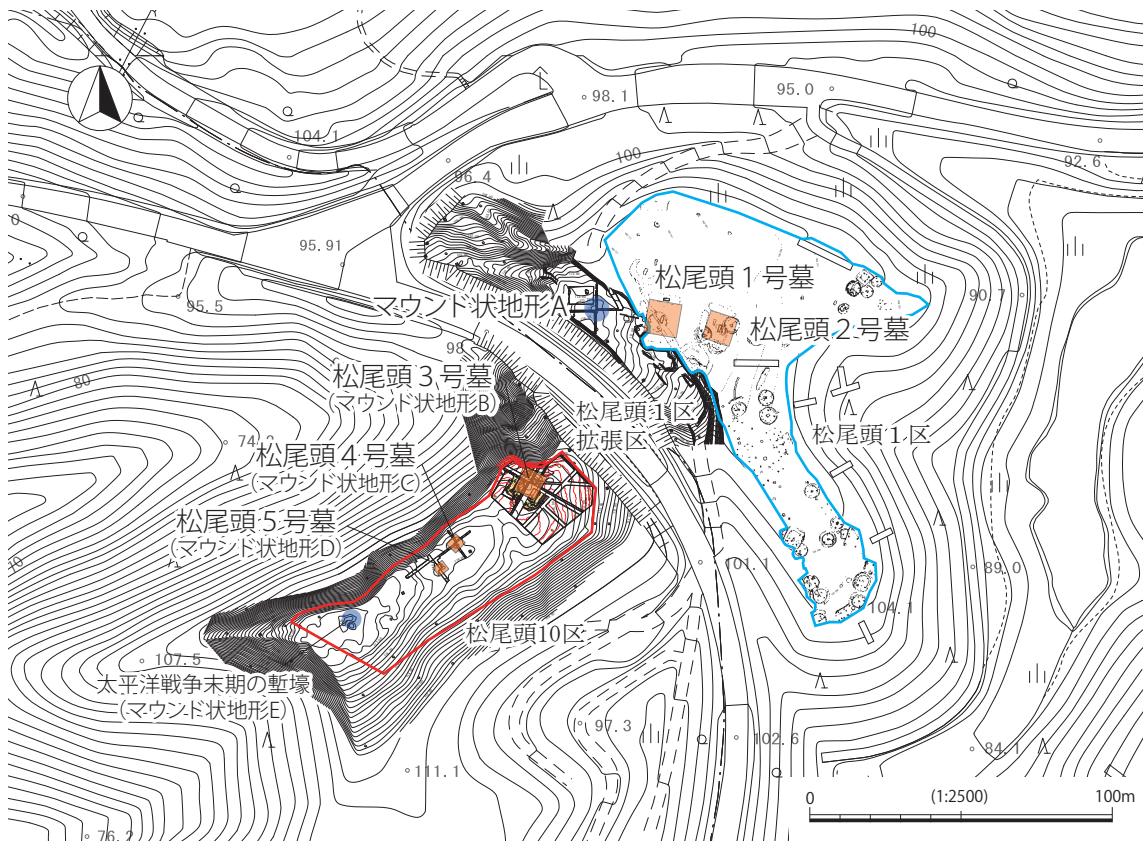
第3節 発掘調査区の設定

第Ⅱ章第2節で述べたとおり、長期計画第Ⅱ期は「墳墓域の実態解明」を調査課題としており、短期計画第2期では、2ヵ年の計画で松尾頭墳丘墓群を対象地とした発掘調査を実施した。調査目的①集落衰退期である弥生時代終末期の首長墓（松尾頭墳丘墓群）の実態解明と、②集落における居住域から墓域への変遷過程の解明を達成するため、松尾頭10区を東側の北東部と西側の南西部に分け、北東部は丘陵頂部の平坦面から緩斜面部にかけての600㎡を面的に調査し、南西部は墳丘墓の可能性のあるマウンド状地形を中心にトレンチ調査を行った。

平成29年度（第33次調査）は、北東部のみ調査を実施した。3号墓（マウンド状地形B）は、平成25年度（第28次調査）に設定したトレンチ7～10（Tr.7～10）を利用して十字軸を決定し、幅



第7図 松尾頭墳丘墓群調査区位置図



第8図 松尾頭墳丘墓群全体図

1 mの土層観察畔を残してサブトレンチを設定しながら調査を行った。北東部全体の面的な調査では、3号墓を含み斜面部との境となる傾斜変換線まで範囲を広げ、東西最長28 m、南北最長26 m、面積600㎡の調査区を設定した。調査区は全て墳丘基盤層まで掘削をするのではなく、3号墓の東側にベルトAを設定し、ベルトAより西側は墳丘墓検出面以下は掘削せず、東側は墳丘墓群築造以前の遺物包含層を除去して下層の遺構を確認することとした。丘陵全体の層序や、墳丘墓群と墳丘墓群築造以前の遺構との関係性を確認するために、3号墓の調査軸を基準として、北方向(A-A'')、北東方向(B-B')、東西方向(C-C'')の観察畔を設定した。既存の松尾頭地区の調査で設定された調査グリット(座標10 mごとの方眼)を援用し、遺物の取り上げはグリットを記録しながら行った。

平成30年度(第34次調査)は、10区全体の調査を行った。北東部の調査区は、平成29年度の設定を変更せずに行った。南西部は、4号墓(マウンド状地形C)及び5号墓(マウンド状地形D)と太平洋戦争末期の塹壕(マウンド状地形E)の調査のため、トレンチ1(T1)及びトレンチ2(T2)を設定した。トレンチ1は、マウンド状地形Eのマウンド部分の北西側に設定した。マウンドの堆積を確認するため、マウンド中央から西側に長さ(東西)1.5 m、幅(南北)0.3 m、面積0.45㎡のトレンチを設定し、基盤層まで掘削を行った。4号墓・5号墓については、平成25年度の調査時に設定したトレンチ11～16(Tr.11～16)のうち、両墳丘墓を面的に調査可能なTr.13～15に囲まれた範囲をトレンチ2(T2)として設定した。トレンチの規模は、長さ(南北)9.4 m、幅(東西)4.0 m、面積は37.6㎡である。表土を掘削した段階で周溝の範囲が概ね把握できたため、4号墓南側周溝及び5号墓北側周溝に跨がるように土層観察畔を残し、畔東側にサブトレンチを設定して周溝の形状や切り合い関係を確認した。なお、当初の計画では、南東部の緩斜面部についてもトレンチ調査を行う予定であったが、墳丘墓群の調査を優先したため今回は見送った。ただし、未発掘調査の範囲にも堅穴住居跡の可能性が高い窪地を確認しており、遺跡の範囲は10区の丘陵全体に広がるとみられる。

第4節 発掘調査の記録

遺物・遺構の記録

墳丘墓群と集落との関係を明らかにするため、基盤層の確認、遺構の分布、遺物の出土位置などに留意して記録をとった。また、墳丘墓の調査では、構築手順並びに築造時期を明らかにできるように、墳丘墓及び周辺の地形、墳丘盛土の確認、遺物の出土状況に特に留意して記録をとった。

遺物はトータルステーションを用いて出土位置を国土座標系で記録することとし、残りの良い遺物がまとまって出土した地点については、出土状況図(微細図)を作成した。なお、出土遺物の中には、調査日・グリット・トレンチごとに一括して取り上げたものがある。時期が特定できる特徴的な遺物や、一定の範囲でまとまりをもって出土したものについては、出土状況を写真でも記録した。

遺構及びトレンチ調査の記録は、主にトータルステーションを用いて記録をとり、平面図は電子平板や手測り、断面図は写真測量や手測りによって記録した。各年度の調査後にデジタルトレースを行い、関連する図面を編集して最終的な図面を作成した。第34次調査では、第33次調査時のセクションポイントや断面図を利用し、統合・調整を行ったうえで最終的な図面を作成した。

写真による記録

中型（6×7）一眼レフカメラ、フルサイズのデジタルカメラ（センサーサイズ約36×24mmフルサイズ、有効画素数2230万画素以上）を基本とし、フルサイズのデジタルカメラによる撮影は、RAW・JPEG形式で画像データを取得し、保存した。なお、中型一眼レフカメラには、リバーサルフィルム（富士フィルム社プロビア100F）、白黒フィルム（富士フィルム社ネオパン100ACROS）を使用した。ただし、今後はフィルムカメラの需要低下によるフィルム生産の中止と入手困難が予想されるため、デジタルカメラによる記録を重視し、フィルムカメラでの撮影は重要な遺構や全景写真のみで行った。また、調査のメモ写真の撮影にも、フルサイズのデジタル一眼レフカメラを用いた。

第5節 発掘調査の経過

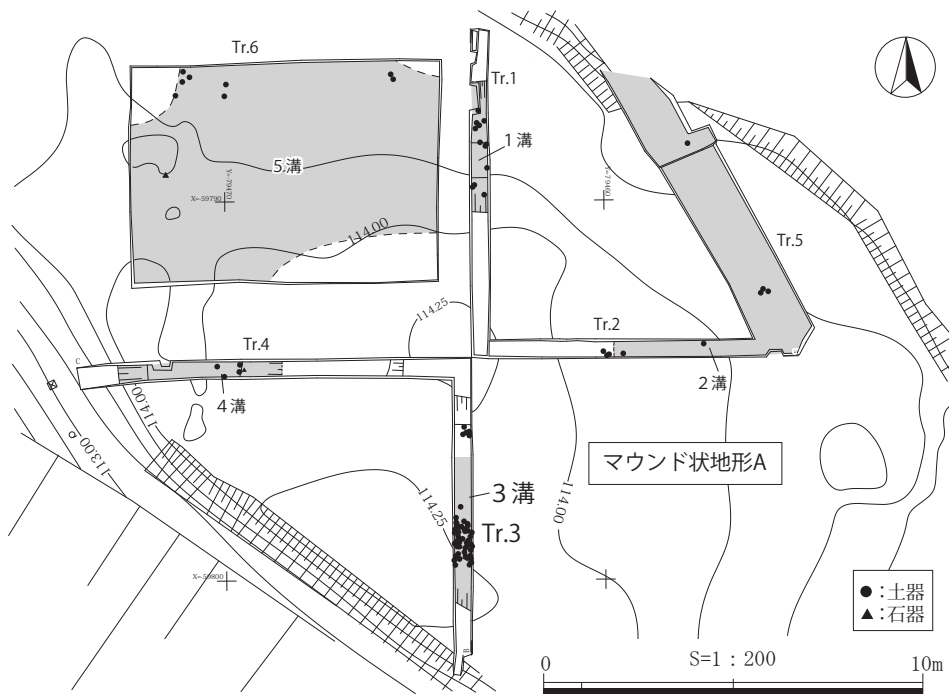
1. 第28次調査－平成25年度の調査、遺構発見の経緯－

平成25年度調査は、松尾頭1区拡張区及び10区の内容確認調査が実施された。これは発掘調査計画第Ⅱ期に該当し、松尾頭墳丘墓群の墓域の範囲を明らかにすることを目的として、第1次調査において知られていた松尾頭1号墓・2号墓の立地する松尾頭1区西側の未調査地が調査対象となった。松尾頭1区の立地する北側丘陵は、現在、広域農道によって分断されているが、元々は東西に延びる一つの丘陵であったことが地形から確認できる。調査区は、広域農道を境に、東側の1区に隣接する未調査地を「1区拡張区」、広域農道よりも西側の丘陵を「10区」として設定した。

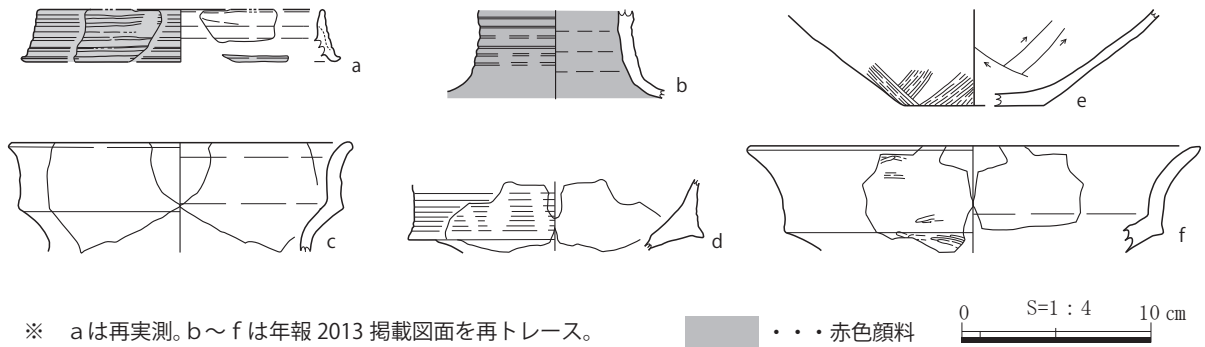
まず、踏査と地形測量を実施し、マウンド状の地形の高まりと窪地を複数確認した。マウンド状地形は、1区拡張区において1か所、10区において4か所確認し、それぞれ、マウンド状地形A、マウンド状地形B～Eと名前を付し、そのうちマウンドの範囲が概ね史跡指定地内であるマウンド状地形A～Dが内容確認調査の対象となった。この調査では、マウンド状の高まりが墳丘墓か否か、さらに、墳丘墓だった場合、その規模と形状を確認するため、高まりを四分割し、十字にトレンチを設定して調査した。掘削深度は、墳丘及び溝などの遺構の検出面までとしたが、溝状遺構については断面形状及び時期を確認するため、部分的に底面まで調査を行っている。

調査の結果、マウンド状地形A～Dについては、溝を伴う墳丘墓の可能性が高まり、松尾頭墳丘墓群の墓域が10区中央まで広がる可能性が生じた。マウンド状地形Aは、全てのトレンチで周溝の可能性のある遺構を検出し、このうちTr. 1・3・4の遺構は幅4～4.6m、深さ0.35～0.5m、断面U字形の溝（1溝・3溝・4溝）であることが判明した。溝の埋没時期は、出土遺物から弥生時代後期後葉～終末期と考えられる。よって、マウンド状地形Aは、松尾頭1号墓・2号墓に先行する墳丘墓の可能性が高まった。周溝を含む規模は南北約13mと推定される。また、Tr. 6北西隅において新たにマウンド状の高まりを検出した。この高まりの周辺では、複数の遺構が重複している可能性があり、マウンド状地形Aの周辺の遺構の分布状況については不明である。

今回、マウンド状地形Aの出土遺物を改めて確認した結果、3溝から出土した1点について、吉備南部からの搬入品であることが確認できた（第10図－a）。内傾する口縁部外面にはヘラ描きによる多条沈線が巡り、口縁下端をつまみ出す特徴的な形状をしており、外器面には赤色顔料を塗布している。さらに、角閃石の砂粒を含む褐色系の胎土をしており、これらの特徴を持つ土器は、弥生時代後期後葉から終末期の吉備南部において制作された長頸壺と考えられ、復元した口径からは小型品と



第9図 マウンド状地形 A 調査状況 (第28次調査、年報2013再掲)



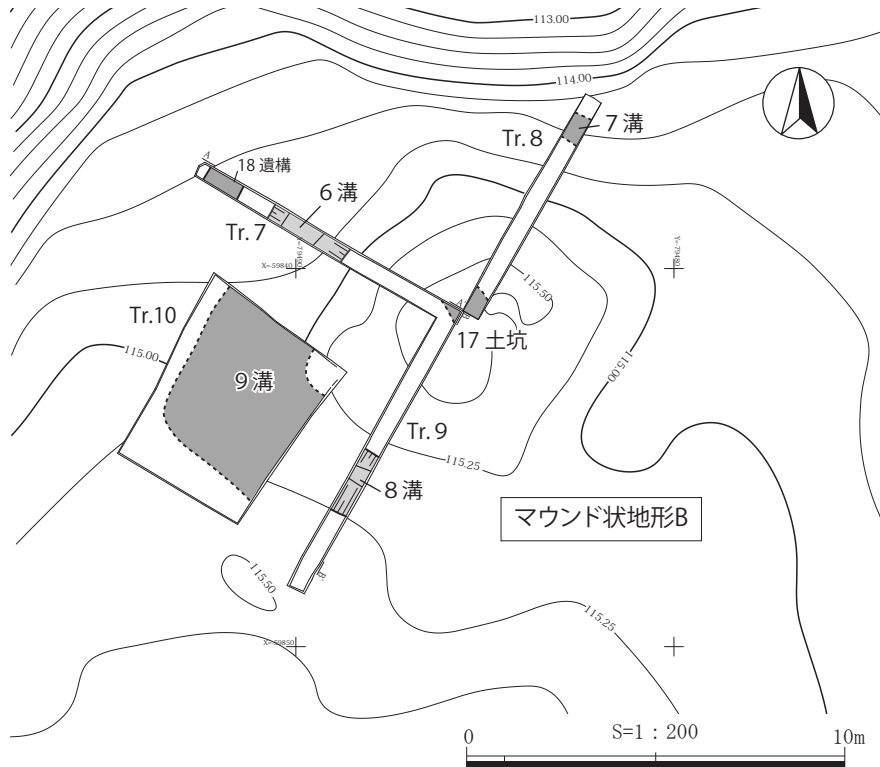
※ aは再実測。b～fは年報2013掲載図面を再トレース。

赤色顔料

第10図 マウンド状地形 A 出土遺物実測図

遺物観察表

No.	取上番号	トレンチ	遺構	層位	器種	部位	法量 (cm, ※:復元, △:残存)	調整/施文	胎土	焼成	色調	備考
							器高 口径 底径					
a	(28MG) 122-1	28MG Tr.3	3溝	②層	壺	口縁部	△2.8 ※15.0 -	外面:ナデ/6条の平行沈線文 内面:ナデ	密	良好	外面:にぶい赤褐 内面:にぶい赤褐	外面に赤色顔料、搬入品
b	(28MG) 1	28MG Tr.3	3溝	②層	壺	頸部	△4.7 ※8.0 -	外側:ナデ/ 6条の浅い平行沈線文 内面:頸部ナデ、頸部下ヅリ	密	良好	外面:明赤褐 内面:橙	
c	(28MG) 63	28MG Tr.3	3溝	②層	壺か甕	口縁部	△5.8 ※18.0 -	外面:ナデ 内面:ナデ	密	良好	外面:橙 内面:橙	
d	(28MG) 123	28MG Tr.3	3溝	②層	器台	口縁部	△3.8 ※15.0 -	外面:ナデ/8条の平行沈線文 内面:ナデ?	密	良好	外面:にぶい黄橙 内面:にぶい黄橙	
e	(28MG) 130, 131	28MG Tr.3	3溝	②層	壺	底部	△5.1 - ※7.4	外面:ハケ後ナデ 内面:ケズリ	密	良好	外面:橙~灰黄褐 内面:灰黄褐	
f	(28MG) 144	28MG Tr.3	-	14層	器台	口縁部	△5.6 ※24.0 -	外面:ミガキ 内面:ナデ?	密	良好	外面:橙 内面:橙	



第 11 図 マウンド状地形 B (松尾頭 3号墓) 内容確認調査状況 (第 28 次調査)

みられる^{註1}。このほかにも、この時期の山陰の土器にはみられない形状と文様を持つ壺（第 10 図 - b）が供伴している点にも注目したい。マウンド状地形 A 出土遺物の評価については松尾頭 3号墓とも関連するため、第 VI 章で詳述する。

マウンド状地形 B は Tr.7 ～ 10 において溝状遺構を確認し、そのうち Tr.7・9 の遺構を掘り下げた結果、断面 U 字形の溝であることがわかった（6 溝・8 溝）。溝の埋没時期は、出土遺物から弥生時代終末期とされ、9 溝（Tr.10）の平面形から、マウンド状地形 B は方形を呈する墳丘墓であり、墳丘中央の 17 土坑付近から土器の碎片が多数出土したことから、埋葬施設の存在も想定された。

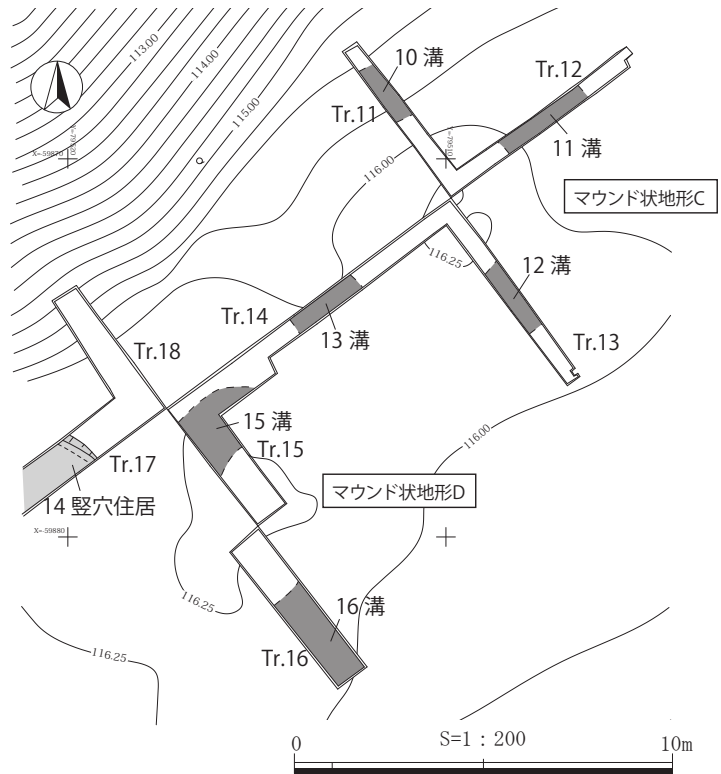
マウンド状地形 C・D についても、Tr.11 ～ 16 の調査で溝状遺構を確認した。この時、溝内の掘削調査は行われていない。また、Tr.18 では、窪地として認識していた地点において弥生時代後期中葉の竪穴住居跡（14 竪穴住居、焼失住居）が確認され、集落域も 10 区まで広がることが判明した。このほかに点在する窪地状の地形も埋没した竪穴住居である可能性が高まった。

これらの調査成果をうけて、発掘調査計画第 II 期短期計画後半に松尾頭 10 区の重点確認調査が 2 カ年の計画で追加され、平成 25 年 11 月 27 日の第 23 回発掘調査委員会において承認された。

2. 第33次調査－平成29年度の調査－

平成 29 年 3 月 9 日に開催した第 1 回調査研究部会において、第 33 次調査では松尾頭 10 区を調査対象とし、松尾頭墳丘墓群の実態解明を目的として重点調査を行うことが承認された。調査箇所は 10 区北東部のマウンド状地形 B を中心とした範囲及び南西部の緩斜面地におけるトレンチ調査である。調査地には民有地を含むため、土地所有者に承諾を得て借地した上で調査を開始した。平成 29 年 8 月 1 日から北東部の伐採を行い、株式会社安西工業に発掘調査の支援（測量及び労務管理）を委託し、8 月 23 日に空撮を行い、現地作業に着手した。10 区全体の調査前地形測量図は第 28 次調

査の図面を利用したが、マウンド状地形 B の範囲については新たに 10cmコンターの調査前地形図を作成した。8月29日からマウンド状地形 B の表土掘削を開始し、墳丘外へと調査範囲を広げていった。表土下で墳丘盛土及び周溝を検出し、墳丘外では表土下に墳丘墓築造以前の堆積層があり、この層を掘削して周溝が造られていることを確認した。9月29日に第2回調査研究部会を開催し、調査経過を報告した。10月20日には周溝の検出写真を撮影し、墳丘東西軸より南側の周溝埋土掘削を開始した。11月9日には委員による現地指導を受けた。墳丘南側の周溝掘完了後、11月17日に2回目の空撮を実施し、調査区南東側の遺構検出を行い、土嚢とシートで保護して現地作業を12月7日に終了した。なお、南西部のトレンチ調査は次年度に見送っている。



第12図 マウンド状地形 C・D (松尾頭4号墓・5号墓) 内容確認調査状況 (第28次調査再掲)

3. 第34次調査－平成30年度の調査－

平成30年3月16日に開催した第3回調査研究部会において、マウンド状地形 B を弥生時代終末期前半の墳丘墓と認定し、「松尾頭3号墓」と呼称することが決定した。第34次調査では引き続き松尾頭10区北東部の調査及び南西部のトレンチ調査を行うことが承認された。

4月26日から南西部の伐採を行い、5月21日から北東部調査区以外の平坦面について10cmコンターの調査前地形測量を行った。国際文化財株式会社に発掘調査支援(測量・労務管理)を委託して6月18日から現地調査を開始、19日に空撮を行い、3号墓北半分の周溝から着手した。7月12日に第4回調査研究部会を開催して調査経過を報告し、18日には文化庁調査官による現地指導を受けた。



第13図 第33次調査状況



第14図 第34次調査状況



第15図 第34次調査T2調査状況



第16図 第34次調査現地説明会

8月2日には周溝完掘写真を撮影し、墳丘部分のトレンチ調査に着手した。墳丘のトレンチ調査は慎重を期すため、部会及び文化庁と調査方針を協議しながら進めた。同時に、Aベルトから東側の表土掘削、墳丘墓築造以前の堆積層の掘削及び遺構検出を進めた。マウンド状地形Eについては、周辺の清掃を行って現地形を把握し、マウンドの一部にトレンチ(T1)を設定して調査した。マウンド状地形C・Dについては、第28次調査のトレンチを利用して調査区を設定し、9月12日から調査を開始した。3号墓墳頂部の調査において埋葬施設らしき落ち込みを確認したことから、13日～26日の間に委員による現地指導を受け、3号墓墳頂部南東側に新たにトレンチを設けて面的な掘り下げを行った結果、埋葬施設3基を検出した。なお、遺構の保存を優先したため、今回は埋葬施設の基数と規模を確認するまでに留め、棺内の調査は行っていない。また、南西部の緩斜面地におけるトレンチ調査は、墳丘墓群の調査を優先したため、未着手のまま終わることとなった。

10月21日に現地説明会を開催したところ、68名の参加者があった。24日に調査後の空撮、25日に全景写真撮影を行い、調査区壁面及び3号墓のトレンチを土嚢で保護し、調査区全体をシートで覆って11月13日に現地調査を完了した。なお、廃土による調査区全体の埋め戻しは、令和元年度に実施している。平成31年3月5日に開催した第5回調査研究部会において、マウンド状地形C・Dは松尾頭3号墓と同構造・同時期の墳丘墓と認められたため、それぞれ「松尾頭4号墓」・「松尾頭5号墓」と呼称することが決定し、妻木晩田遺跡の墳丘墓は計39基となった。

註1 岡山県教育庁文化財保護課 河合忍氏の助言による。

参考文献

和田晴吾2003「弥生墳丘墓の再検討」『古代日韓交流の考古学的研究－墓制の比較研究－』、3～29頁

第Ⅳ章 松尾頭墳丘墓群の発掘調査

第1節 調査前の状況

松尾頭10区は平成25年度（第28次調査）において設定された調査区であり、民有地を含む範囲で遺構の存在を確認した。第Ⅲ章で記述したとおり、1次調査において検出された松尾頭1区の松尾頭1号墓・2号墓（弥生時代終末期後半築造）と松尾頭10区の墳丘墓は一つの丘陵上に位置する（第Ⅲ章第8図）。丘陵最高所は、マウンド状地形Eのある丘陵南西端であり（標高約118m）、南西方向に伸びる痩せ尾根状を呈す。墳丘墓群の最東端は2号墓であり、2号墓の西側周溝から5m北西の位置に1号墓、墳丘墓の可能性が高いマウンド状地形Aが1号墓の西側周溝から西に7mの位置にある。広域農道を挟み、マウンド状地形Aから南西75mの位置に3号墓があり、さらに3号墓から20m西に4号墓、5号墓と並んでいる。今回確認できた墓域全体の範囲は、東西135m、南北50mである。墳丘墓のうち最高所に立地するものは、標高116.3mの5号墓であり、最も低い位置に立地するものは、標高110mの2号墓である。

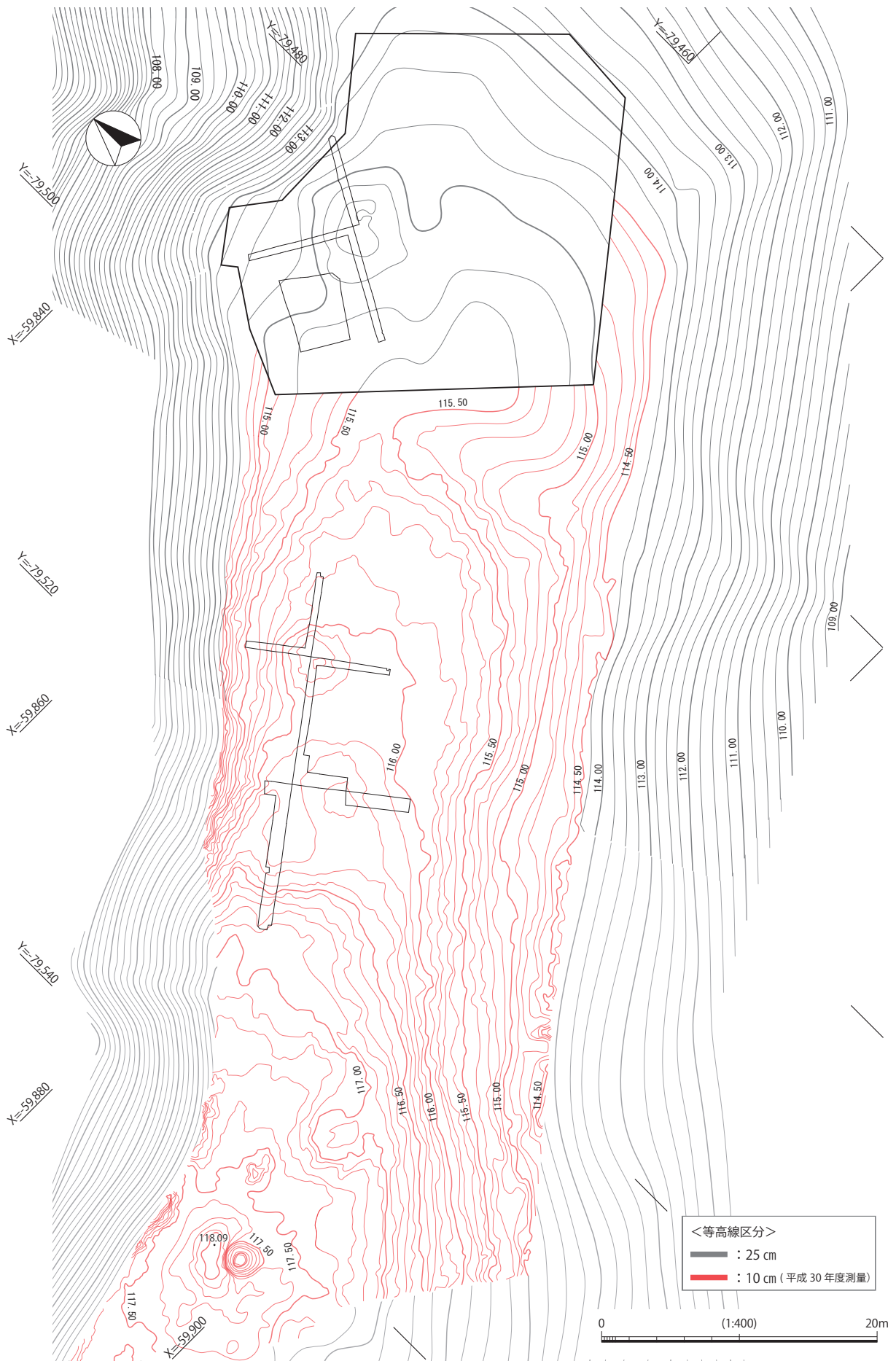
調査前の地目は山林で、民有地を含む丘陵頂部に遺構が分布する。調査地内には腐植したマツの切株が点在し、雑木が生長している。マツの切株については、第2次調査以後に、マツクイムシ被害で枯れたアカマツの伐採が行われており、その際の切株が残されたままとになっている。

第Ⅲ章で詳述したとおり、第28次調査の際、地形測量と踏査が行われ、松尾頭10区の範囲では、マウンド状地形B～Eと複数の窪地が確認された（第17図）。特に、マウンド状地形Bについては、雑木の中にあってもマウンドの高まりが認識でき、当初から古墳か墳丘墓の可能性が高いと考えられた。第28次調査の成果から、点在する窪地も墳丘墓群築造以前の竪穴住居跡が埋没した状況のまま残されていると推察でき、丘陵頂部の平坦面から緩斜面にかけては大きな改変なく遺構が良好に残存していることが予想された。丘陵の斜面部については、10区の東側は広域農道の切通しにより崖面が露出し、南東側も林道の造成によって削平を受けている。丘陵北側や南西側についても一部土砂崩落などによって発生した崖面が確認できる。崖面については部分的な崩落や改変を受けているものの、10区丘陵部全体としては、弥生時代以降の地形が大きく損なわれることなく残存している。

第2節 基本層序

今回の調査区は、10区北東部に丘陵平坦面を面的に調査する調査区（以降、北東部調査区）と、10区南西部にマウンド状地形C～Eを調査するためのトレンチ（以降、トレンチ1・2）を設定した。北東部調査区とトレンチ2は、第28次調査時のトレンチや設定を利用して設定している（第18図）。このうち、墳丘墓と丘陵部の基本層序を把握するために、北東部調査区において、3つの断面を設定した。Aライン、Bライン、Cラインそれぞれに基盤層までの確認用サブトレンチを設定し、断面層序を記録した（第19・20図）。また、トレンチ1・2については、トレンチ断面及び墳丘墓の先後関係を確認するサブトレンチにおいて基盤層までの層序を確認している（第35・44図）。

10区の丘陵平坦面から緩斜面部にかけての層序は、大きく3つに分けられる。地表面から順に、表土を含む墳丘墓群築造以後の堆積（概ね弥生時代終末期前半以降のもの、以降、表土・遺物包含層）、



第17図 松尾頭10区第33・34次調査前地形測量図